

変更前	変更後	変更理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。</p> <p>表42の2-1 (中略)</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第42条の2 分析評価GMは、表42の2-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。 (1) 排気筒又は排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒又は排気口より放出する。また、当直長は排気放射線モニタの指示値を監視する。 <u>3. 表42の2-1に示す排気筒又は排気口を有する施設・設備において、当該排気筒又は排気口以外の場所において換気を行う場合は、次の措置を講じる。ただし、第48条第1項(1)又は第49条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</u> <u>(1) 各GMは、フィルタ付局所排風装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</u> <u>(2) 放出・環境モニタリングGMは、表42の2-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p>表42の2-1 (中略)</p> <p><u>表42の2-2</u></p> <table border="1" data-bbox="1308 1031 2169 1234"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒又は排気口以外の排気出口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能) ※1</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：全アルファ放射能、全ベータ放射能の測定有無は、表42の2-1に示す排気筒又は排気口における測定項目に準じる。 ※2：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p> <p>(中略)</p>		測定項目	計測器種類	測定頻度	排気筒又は排気口以外の排気出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能) ※1	試料放射能測定装置	作業の都度※2	<p>放射性気体廃棄物の排気筒又は排気口以外からの放出管理に係る記載追加</p>
	測定項目	計測器種類	測定頻度							
排気筒又は排気口以外の排気出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種、全アルファ放射能、全ベータ放射能) ※1	試料放射能測定装置	作業の都度※2							

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和6年11月21日 原規規発第2411216号）</u> （施行期日） 第1条 この規定は、令和6年11月29日から施行する。</p> <p><u>附則（令和6年5月21日 原規規発第2405211号）</u> （施行期日） 第1条 2. 第4条及び第5条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） （施行期日） 第1条 <u>2. 第42条の表42-1及び表42-2における2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備から放出される気体廃棄物の管理については、2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p>附則（令和6年4月22日 原規規発第2404223号） （施行期日） 第1条 2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（中略）</p> <p>附則（令和4年10月27日 原規規発第2210277号） （施行期日） 第1条 2. 第42条については、1号大型カバー換気設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和4年4月22日 原規規発第2204221号） （施行期日） 第1条 3. 第60条及び第61条については、2号炉燃料取り出し用構台におけるエアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和3年4月6日 原規規発第2104063号） （施行期日） 第1条 2. 第5条、第38条、第39条及び第42条の2については、減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>調達部及び水処理センター設置完了に伴う記載削除 （令和6年7月1日組織改編）</p> <p>2号炉原子炉建屋オペレーティングフロア及び燃料取り出し用構台換気設備運用開始に伴う記載削除 （令和6年11月11日運用開始）</p>

変更前	変更後	変更理由								
<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>表89-1 (中略)</p> <p>表89-2 (中略)</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第89条 分析評価GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、測定した結果を放出・環境モニタリングGMに通知する。また、放出・環境モニタリングGMは、次の事項を管理するとともに、その結果を放出実施GMに通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質（希ガス，よう素131）の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 放出実施GMは、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p><u>3. 表89-1に示す排気筒等を有する施設・設備において、当該排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の措置を講じる。ただし、第93条の2第1項(1)又は第93条の3第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 各GMは、フィルタ付局所排風装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</u></p> <p><u>(2) 放出・環境モニタリングGMは、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</u></p> <p>表89-1 (中略)</p> <p>表89-2 (中略)</p> <p><u>表89-3</u></p> <table border="1" data-bbox="1320 1234 2169 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気筒等以外の排気出口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種，全アルファ放射能，全ベータ放射能) *1</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度*2</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：全アルファ放射能，全ベータ放射能の測定有無は、表89-1に示す排気筒等における測定項目に準じる。</u></p> <p><u>※2：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</u></p> <p>(中略)</p>		測定項目	計測器種類	測定頻度	排気筒等以外の排気出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種，全アルファ放射能，全ベータ放射能) *1	試料放射能測定装置	作業の都度*2	<p>放射性気体廃棄物の排気筒等以外からの放出管理に係る記載追加</p>
	測定項目	計測器種類	測定頻度							
排気筒等以外の排気出口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種，全アルファ放射能，全ベータ放射能) *1	試料放射能測定装置	作業の都度*2							

